

厚木市土砂等の適正処理に関する条例の廃止について

1 市土砂条例について

土砂の適正な処理を推進し、県民の生活の安全を確保するために「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成 11 年 10 月 1 日施行。以下「県土砂条例」という。）が定められていますが、県土砂条例の規制規模未満の土砂等の埋立行為の規制について補完するため、「厚木市土砂等の適正処理に関する条例」（平成 12 年 9 月 1 日施行。以下「市土砂条例」という。）を定めています。※県内 33 市町村中 19 市町で同様条例を制定

2 盛土規制法の改正施行について

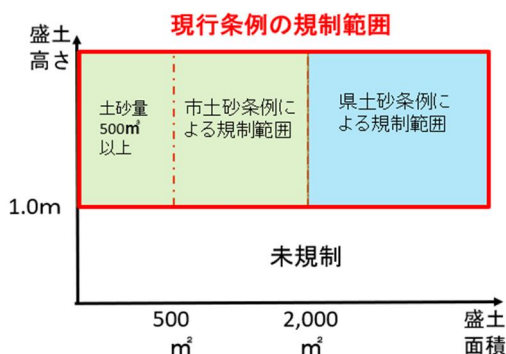
令和 3 年 7 月に発生した静岡県熱海市での土石流災害を受け、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）として令和 5 年 5 月 26 日に改正施行されました。

これまで、土砂の埋立行為につきましては、面積の規模によって、土砂条例に基づき許可権者が市及び県となっておりましたが、法改正後に行われる盛土等は、都道府県知事が許可権者となり、神奈川県では令和 7 年 4 月 1 日から同法の運用が開始されます。

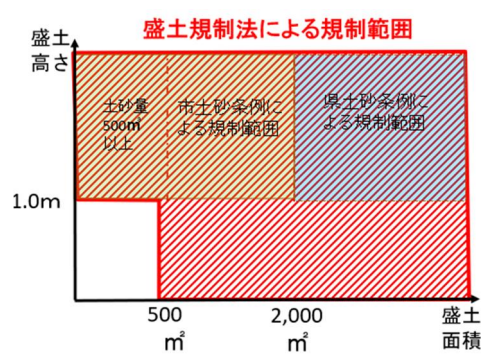
3 市土砂条例の廃止について

盛土規制法の運用開始に伴い、同法に基づく土砂等の埋立行為の許可対象に現行の市土砂条例等で行っている土砂等の埋立行為に対する許可が包含されるため、法と条例の二重規制とならないよう、市土砂条例を廃止するものです。

【 現 状 】



【 盛土規制法運用開始後 】



- 現行の県・市土砂条例では、それぞれの規制規模（県：盛土高さ 1 m 以上かつ埋立区域面積 2,000 m² 以上、市：同 500 m² 以上 2,000 m² 未満または盛土高さ 1 m 以上かつ盛土土量 500 m³ 以上）で土砂等の埋立行為に対し許可を行っていましたが、盛土規制法では盛土高さ 1 m 以上又は埋立区域面積 500 m² 以上がすべて許可対象になることから、県・市土砂条例の規制範囲が包含されます。

4 廃止に係る経過措置と対応

- (1) 市土砂条例廃止に伴い、3年間の経過措置期間を設け、廃止日までに市土砂条例の申請があった案件や既許可案件については、現行の市土砂条例に基づき指導を行います。（経過措置期間は県土砂条例と同様）
- (2) 盛土規制法運用開始日において、未着手である市土砂条例の許可案件については、同法の許可申請が必要となり、着手済の案件については、法に基づく届出が必要となります。

5 改正スケジュール（予定）

- | | | |
|-----|-------------|------------|
| (1) | 盛土規制法施行 | 令和5年5月26日 |
| (2) | 盛土規制法施行条例公布 | 令和6年10月22日 |
| (3) | 経営戦略調整会議付議 | 令和6年12月17日 |
| (4) | 経営戦略会議付議 | 令和6年12月25日 |
| (5) | 例規審査会 | 令和7年1月24日 |
| (6) | 2月定例会議に議案提案 | 令和7年2月20日 |
| (7) | 市土砂条例廃止 | 令和7年4月1日 |
| (8) | 盛土規制法運用開始 | 令和7年4月1日 |

6 周知について

2月定例会議において議決後、市ホームページ及び開発指導課窓口において、市土砂条例の廃止について周知するとともに、盛土規制法の手続についての案内を行います。

（盛土規制法の運用開始については、広報あつぎ令和7年3月15日号で周知）